

詳しく知りたい! 容リ法

〈第1回〉

容リ法の目的

容器包装リサイクル法（以下、容リ法）をご存じですか。容リ法は、家庭から出されるガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックの「容器」や「包装」である廃棄物をリサイクルするための法律で、生活で身近なごみについて定めているのに、あまり知られていないようです。当コラムでは全9回にわたり、条文に触れながら容リ法について解説していきます。

再生資源の利用図る

容リ法第1条では、「容器包装廃棄物の排出の抑制ならびに分別収集および再商品化を促進することにより、一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図ることで、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与すること」が法の目的であるとされています（二次元バーコード参照）。容リ法制定当時の日本では、高度経済成長期を経た経済発展に伴い物質的に豊かになった反面、大量消費、使い捨てによる廃棄物量の増大が問題となり、廃棄物の排出抑制、循環型社会の構築が求められるようになっていったことが背景にあります。

ごみ問題への早期対応が急務であった状況がうかがえます。

容リ法を機に 各種リサイクル法制定

容リ法制定後の2000年、この年を「循環型社会元年」として、廃棄物・リサイクル関連法の基本となる循環型社会基本法が制定、続いて各種リサイクル法が制定されました。そして、時代ごとの課題に応じた法改正を行いながら循環型社会の構築に取り組むことで、日本は国際的に循環型社会形成のトップランナーとしての地位を確立することになります（下図参照）。容リ法については、06年の改正により容器包装ごみの排出抑制、市町村への資金拠出金についての規定が追加されるとともに、罰則が

循環型社会形成の推進に関する日本の法体系

環境基本法（平成5年公布、最終改正 令和3年9月）

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）（平成12年制定、平成13年1月施行）

〔廃棄物の適正処理〕

〔3Rの推進〕

廃棄物処理法

（昭和45年公布、最終改正 令和4年6月）

資源有効利用促進法

（平成13年4月全面改正施行）

〔個別物品の特性に応じたリサイクル法〕

容器包装
リサイクル法

（平成7年制定、
平成12年4月完全施行、
平成18年6月一部改正

家電リサイクル法

（平成13年4月施行

食品リサイクル法

（平成13年5月施行

建設リサイクル法

（平成14年5月施行

自動車
リサイクル法

（平成17年1月完全施行

小型家電
リサイクル法

（平成25年4月完全施行

〔素材に着目した
包括的な法制度〕

プラスチック
資源環境促進法
（令和4年4月施行）

グリーン購入法（平成13年4月完全施行）

強化され現在の形となりました。

ていきます。

次回は、第2条の定義に触れながら、容リ法の適用範囲について解説し

容器包装リサイクル法および関連法令集

